

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	個別漁業権の移転の認可			根拠条項	第79条第1項		
審査基準	<p>1 次の各号のいずれかの場合に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分による場合</li> <li>・先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合</li> <li>・法第八十条第二項の規定により通知を受けた者が譲渡する場合</li> </ul> <p>2 次の各号に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第七十二条第一項又は第二項に規定する適格性を有する者に移転すること</li> <li>・個別漁業権が先取特権又は抵当権の目的である場合において、法第八十条第二項の規定により通知を受けた者がこれを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に譲渡するときは、免許漁業原簿に登録した先取特権者又は抵当権者の同意を得ていること</li> </ul>						
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 60日 標準経由期間 日